平成26年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成26年3月25日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 中塚 尚憲 2番 稲垣 誠亮

3番 北村五十鈴 4番 栢木 進

5番 岩井智惠子 6番 上杦 種雄

7番 東郷 正明 8番 太田 健一

9番 野並 享子 10番 井狩 辰也

11番 市木 一郎 12番 坂口 哲哉

13番 山本 剛 14番 丸山 敬二

15番 鈴木 市朗 16番 矢野 隆行

17番 梶山 幾世 18番 髙橋 繁夫

19番 河野 司 20番 立入三千男

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長 山仲 善彰 教 育 長 川端 敏男 政策調整部長 富田 久和 総務部長 敏雅 新庄 市民部長 佐敷 政紀 健康福祉部長 井狩 重則 健康福祉部政策監 川端 弘一 都市建設部長 山本 利夫 (高齢者・子育て支援担当) 環境経済部長 竹内 睦夫 教育部長 中島 宗七 教育委員会政策監 田中 政策調整部次長 善広 玉田 善一 (文化・スポーツ振興担当) 総務部次長 竹中 宏 立入 孝次 広報秘書課長

総務課長補佐 武内 了惠

出席した事務局職員の氏名

 事務局長橋
 俊明
 事務局次長白井 芳治

 書 記 遠藤美穂子
 書 記 佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第1号から議第11号まで及び議第19号から議第30号まで(平成26年度野洲市一般会計予算 他22件)各常任委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第34号から議第39号まで (平成25年度野洲市一般会計補正予算(第8号) 他5件) 提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第1号から意見書第8号まで (労働者保護ルールの改正反対を求める意見書(案) 他7件) 提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

- ○議長(立入三千男君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。 (日程第1)
- ○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりであります。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お 手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第19番、河野司議員、第1番、 中塚尚憲議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されてお

りますので、議第1号から議第11号まで及び議第19号から議第30号まで、平成26年度野洲市一般会計予算他22件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第10番、井狩辰也議員。

○10番(井狩辰也君) 第10番、井狩辰也です。

去る3月5日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月10日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第19号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例、議第20号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第21号野洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

以上の3議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いた しました結果、議第19号、議第21号については、採決の結果、全員賛成により原案の とおり可決すべきものと決しました。また、議第20号については、採決の結果、賛成多 数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(立入三千男君) これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、丸山敬二議員。

○14番(丸山敬二君) 第14番、丸山敬二です。

それでは、文教福祉常任委員会の審査報告をいたします。去る3月5日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第23号野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例、議第24号野洲市社会教育委員

条例の一部を改正する条例、議第25号野洲市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例、議第26号野洲市立保育所条例の一部を改正する条例。

以上の4議案を議題とし、詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議第23 号から議第26号までの4議案は、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべき ものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(立入三千男君) これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第18番、髙橋繁夫議員。

○18番(髙橋繁夫君) 第18番、髙橋繁夫でございます。

去る3月5日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第22号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第27号野洲市公共下水道使用料条例及び野洲市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例、議第28号野洲市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、議第29号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議第30号市道路線の認定及び廃止について。

以上の5議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いた しました結果、議第22号、議第27号及び議第29号の3議案については、採決の結果、 賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第28号及び議第3 0号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。 〇議長(立入三千男君) これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑 を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、鈴木市朗議員。

○15番(鈴木市朗君) 第15番、鈴木でございます。

去る3月5日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月10日、12日及び14日に各分科会を、また、20日に委員会を招集し、 説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

まず、議第1号平成26年度野洲市一般会計予算、議第2号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計、議第3号平成26年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第4号平成26年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第5号平成26年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第6号平成26年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第7号平成26年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第8号野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第9号平成26年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第10号平成26年度野洲市土地取得特別会計予算、議第11号平成26年度野洲市水道事業会計予算。

以上、11議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第1号から議第4号まで、議第6号及び議第11号の6議案については、 賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第5号及び議第7号から議第10号までの5議案は、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(立入三千男君) これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第11号まで及び議第19号から議第3 0号まで、平成26年度野洲市一般会計予算他22件について討論を行います。 討論通告書が提出されておりますので、順次、これを許します。

まず、議第1号について、第9番、野並享子議員。

○9番(野並享子君) 野並享子です。

議第1号平成26年度野洲市一般会計予算につきまして、日本共産党市議団を代表いた しまして、反対討論を行います。

安倍政権が誕生して、1年余りですが、国民の願いとは全く逆行をし、暴走しています。 平和の問題では集団的自衛権行使の容認、特定秘密保護法の強行、武器輸出など、これま での自民党政治の中で特別に右翼化しています。暮らしの問題では消費税の増税で8兆円、 介護保険の要支援外し、生活保護や年金の引き下げなど、暮らしを直撃します。国民の願 いとかけ離れているのが原発の再稼働や原発の輸出、靖国神社への公式参拝、TPP交渉 への参加、教育委員会制度の破壊などです。どれをとっても、国民との矛盾を広げており、 各地で、各分野で政党の枠を超えて、大きく共同が広がっています。

また、法人に対しては、復興特別法人税を1年前倒しで廃止し、減税をしますが、国民 には所得税は25年、住民税は10年にわたって、増税を続けるという状況であります。 世界で一番企業が活動しやすい国を目指すということで、大企業向けの減税はたくさんの メニューが組まれました。また、自動車取得税の減税が行われることによって、地方税が 減ることを穴埋めするために新規購入の軽自動車税が引き上げられますが、野洲市では自 動車取得税は3,600万円の減に対し、軽自動車税は400万円の増であり、穴埋めに はなっていません。さらに消費税の増税に合わせて、1回ぽっきりの臨時福祉給付金、子 育て世帯臨時特例給付金が4,300億円、そのための事務費が620億円となっており ます。野洲市ではこれは2億1,300万円の給付金、そのための事務費が2,700万 円であります。野洲市の市税は86億8、400万円で12、6%の増となっており、国 全体では0.29%の増と比較すると、法人市民税の伸びが130%になっており、個人 市民税が0.6%と落ち込んでいるのをカバーしています。その関係で、地方交付税は2 4億3,000万円で7.3%の減となっており、法人税の伸びにより、大幅な減となっ ています。一方、地方譲与税は1億4,280万円で7.9%の減であり、国では17. 4%の伸びと比べると、揮発油譲与税や自動車重量譲与税が落ち込んでいます。臨時財政 対策債は9億円で、10%の減となっており、国とほぼ一緒の予算編成となっています。

日本の経済がアベノミクスで持ち直しているような数字が出されていますが、消費税の 増税を見込んだ、駆け込み需要であり、4月からの増税後、経済が落ち込むことは明らか であります。国民の購買力を引き上げない限り、経済が好転しないことは財界も感じており、今年の春闘は6年ぶりにベースアップの回答が報道されていますが、それは大手企業だけであり、7割の国民が働いている中小企業では景気はよくなく、トリクルダウンの経済学は破綻しています。しかも、非正規職員は賃上げの恩恵にも預かれず、逆に非正規労働者の使い捨てに拍車をかけるような改悪が進められています。

このような国の政治の中で、代表質問や議案質疑、常任委員会などで明らかになったように、市民の命、健康、暮らしを守るという視点から予算を立てることが求められています。来年度予算には市立病院の基本計画の予算もあり、市民から早く建設してほしいという要望に応えられたことに市民と共に喜びたいと思います。2010年に野洲病院の御上会から病院として継続はできないから、市として病院の建設をして、御上会が経営をするという提案に対し、市としては野洲病院の継続でなく、新規の市立病院を建設し、市民の命と健康を守ることが出され、検討会が立ち上げられました。検討会の素案に対して、7人の議員が反対ということで、市長は凍結をいたしました。

2012年7月に共産党市議団は返信用はがきによるアンケート調査を行いました。結果は新病院の建設は必要という方は約7割あり、今後、老々介護が増加する後期高齢者の受け皿になる入院施設をお願いします。また、検討委員会の提言の10診療所でいい、また認知症対応の老人神経内科を望む、成人病センターも湖南病院もいっぱいで予約がとれないなど、さまざまな声が寄せられました。必要ないと言われる27%の方は他市の病院に行っている、野洲に病院は必要ない、財政負担が大き過ぎる、このような声がありました。しかし、圧倒的な市民は病院建設を望んでおられ、凍結を解除して、早期に建設すべきと発言をしてきました。2013年8月にも2回目のアンケート調査を行いました。ここでは病院が必要という方が圧倒的でした。通院できる便利な場所に、また一日も早くできるよう待っています、また、医療機関の確保は当然であり、議論不要というようなことを書いておられる方もありました。共産党市議団として、市立病院として建設するなら、病児、病後児保育や包括支援センターの設置など、福祉関係も充実できるよう複合的な病院をと発言してきました。今回の代表質問の答弁でも、これらの充実をしていくことが出されており、一日も早い建設を望んでいます。しかし、場所や景観の問題ではいろいろな声があり、市民の声が反映されるように望みます。

また、こども園の建設など、待機児童をなくす施策もあり、評価できる内容もありますが、何点か、指摘をしたいと思います。

第1点目は、何よりも低所得者ほど重税になる消費税について、逆進性は認められ、格差が広がることに対しての懸念は述べられましたが、単純に反対ではないと肯定され、上下水道の引き上げとなっています。逆進性を認めておられるなら、一方で何らかの施策が必要ではないでしょうか。企業会計上、消費税の増税は仕方がないのなら、違う形で市民を応援すること、例えば、障がい者や高齢者のコミュニティーバスの無料化の復活、また敬老祝い金の復活、また紙おむつの助成を元の1万円に戻すなど、ささやかでも市民を応援すべきです。このような冷たい行政に反対をいたします。

第2点目は、同和行政については平成28年度で個人施策をなくし、一般施策への移行が出され、少しずつ進められていることに地域の方々と行政の方々のご苦労に対し、感謝をいたします。しかし、来年度予算でも課題はまだまだあります。地域の子ども会や少年団の活動に教師が4時半から6時まで週2回行っておられます。開放学習は運動団体の活動です。これを行政が肩がわりしています。議案質疑で東郷議員が発言したように、滋賀県内では多くの自治体で所得の少ない家庭の子どもを対象に学習補助を行っています。塾にも行けない子どもがいる中で、同和地域の子どもだけに学習習慣を付けるというのはいかがなものでしょうか。全地域の子どもを対象に一般施策への移行が必要です。その他にも特別な対策がまだまだ残っており、このような不公正な同和行政に反対をいたします。

第3点目は、工業振興条例に基づき、今回も5,000万円計上されており、大企業応援の施策に反対します。トリクルダウンが及ばない中小企業への応援が必要です。野洲市はものづくりインストラクターの事業を行い、経産省から評価もいただいています。このことに対しては評価をいたしますが、代表質問で紹介しました吹田市の産業振興条例は平成21年につくられましたが、最近の商工新聞で関係者がよかったと言っておられます。つくる過程が大事なのです。野洲でも同じような事例は環境基本計画です。多くの方が時間をかけてつくった基本計画、そこに携わった人たちが現在もいろいろな部会をつくり、活動されています。合併してから、市全体に運動が広がり、ふるさとの山や森、川や湖を大切にする取り組みは学校の授業にも取り入れられ、広がっています。このように計画をつくるということが受け身でなく、能動的な取り組みに発展します。名称は何でも構いませんが、商工業の分野でも、野洲市商工会がさまざまな取り組みをされていますが、商工会という枠組みを超えた人たちでつくる過程を大事にした取り組みを求めたいと思います。

第4点目は、高過ぎる国保税の引き下げを求めても応じられません。応能割の所得割率は11.46%です。1割強が所得税から応能割として税金を納める。そして、均等割、

平等割は単身者でも、8万4,900円になります。控除は33万円しかありません。自営業や請負で250万円の所得があれば、4人家族で47万3,980円の国保税となり、所得の2割ほどが国保税となります。この上に国民年金が夫婦で36万6,000円です。来年度から応益割の軽減が拡大されますが、限度額が医療分2万円、介護分2万、引き上げられ、81万円になります。一般会計からの繰り入れもされず、基金の取り崩しもせず、保険税の引き下げを拒み続けている状況に反対いたします。

第5点目は、教育行政において教育委員会制度の解体は望まないと発言されていることに対しては共感をいたします。しかし、学力テストには参加すると発言されていることは競争をあおる安倍政権の動きと同一であり、反対します。国連・子どもの権利に関する委員会から、高度に競争的な教育制度のストレスにさらされ、発達障がいにさらされていることについて、適切な措置をとることを勧告すると言われて16年、全く適切な措置をとることなく、全児童・生徒に対して学力テストを行い、学校選択制とあわせ、子どもを点数で評価する教育を推し進めています。このような教育でなく、自分の頭で考えて、物事を理解し、解決していくという教育、そして教師をふやし、子どもと接する時間をふやしていくこと、また貧困と格差が広がる中で、子どもが育つ家庭と学校、地域社会を支える施策こそが必要であろうかと思います。このような教育行政を求め、平成26年度野洲市一般会計予算に反対をいたします。

- ○議長(立入三千男君) 次に、第14番、丸山敬二議員。
- ○14番(丸山敬二君) 第14番、丸山敬二です。

それでは、ただいま議題となっております議第1号平成26年度野洲市一般会計予算について賛成の立場から討論を行います。

今日の我が国を取り巻く経済情勢については、政府の経済対策を背景として、今春闘では一部ではありますが、ベアにより労働者にとってよい回答が出ている動きが見受けられ、景気回復への期待感に向けて進みつつある昨今ではありますが、いざ身の回りの暮らしに目を向けますと、一方で、消費税の増税など、現実の生活を見ると、景気回復の実感にはほど遠く、先行きの不透明感が同居している状況であります。

このような中、本市の予算案の個人市民税においては減収見込みであるものの、法人市民税や固定資産税の増収により、市税全体としては税収の伸びを見込むことができる状況であります。しかし、地方交付税や臨時財政対策債が減収となり、一般財源の確保が厳しい一方で、歳出では扶助費や医療など、社会保障関係経費が増加する中で、財政調整基金

の取り崩しという恒常化していた財源手当てを講じることなく、平成26年度当初予算を編成されるなど、相当苦労されたのではないかと察します。こうした中で、野洲市の目指すべき都市像である総合計画の6つの基本目標の柱に基づき、取り組まなければならない新たな行政課題を取り込みながら、一方では予算総額においては前年度に比べ抑制しながら、野洲の元気と安心を伸ばす着実な予算編成に努められていることを評価するものであります。

ハード事業としましては、新クリーンセンター施設整備事業、こども園整備事業、雨水幹線事業による治水、そして、消防団の拠点、車両整備等、地域の消防力の機動性向上を目指すなど、市民の安心、安全に配慮され、また元気を伸ばすにぎわいの拠点整備であります野洲駅、篠原駅の整備を重点的に着実に進められる予算となっています。また、ソフト事業においても、特別支援教育、不登校対策等、県の財源手当てがなくなる中、市として、下支えすることや障がい者対策の一連の事業展開に生活困窮者支援といった課題にも引き続き取り組まれております。その他にも、市民の健康づくりを奨励する実践プログラム事業などを新しく取り入れ、きめ細かく、元気と安心を切れ目なく計上されております。とりわけ、市民の安心できる医療サービスの提供については、平成25年度において、(仮称)野洲市立病院整備基本構想を策定されたところですが、市民の期待も大きく、今後も着実に推し進めるべく、基本計画策定に向けての予算となっており、力強く感じております。引き続き、早期の市立病院整備に向けた取り組みを期待しております。

今週には合併して10年を迎え、財政的に普通交付税の激変緩和期間がいよいよ間近に 迫り、厳しい財政状況が懸念されるところでありますが、さらなる一層の行財政改革に努 められ、持続可能な財政構造を確立し、厳しい財政状況下においても、住民ニーズに的確 に対応できるまちづくりに努められていくことを要望いたしまして、平成26年度一般会 計についての賛成討論といたします。

先の予算常任委員会では18名中8名の委員の方が新年度予算に反対をされました。このことは新年度は事業は行わなくてもいいということになり、最悪否決となりますと、先ほども全協で話がありました、92ある自治会の活動もできなくなります。多くの市民の負託を受けた我々議員は議員個人、または一部の市民の意見による権利の行使ではなく、市民全体の福祉の向上という、市長とも共通の大目的があります。安心と安全のためのしっかりしたまちづくりを進めていかなければなりません。議員各位の良識のある判断を望むところです。

- ○議長(立入三千男君) 次に、第10番、井狩辰也議員。
- ○10番(井狩辰也君) 第10番、井狩辰也です。

それでは、ただいま議題となっています議第1号平成26年度野洲市一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

当初予算は市民生活と市政運営にとって、1年間の方向を決める大変重要なものでありますが、あえて反対をするものです。反対の理由としては、(仮称) 野洲市立病院整備に係る計画策定のための予算、市立病院整備推進事業費2,098万円が計上されたことです。2月19日に(仮称) 野洲市立病院整備基本構想検討委員会から提言を受け、構想案が策定され、3月7日の都市基盤整備特別委員会で示されました。1時間ほどの説明を受けたところ、議員から運営形態や立地場所等、いろいろな意見が出されましたが、具体的な返答はなく、3月17日に一部字句の追記や削除、修正が行われた(仮称) 野洲市立病院基本構想が議員宅に届けられました。その日開催された会派他代表者会議において取り扱いが協議され、20日の予算常任委員会の開催前に急遽、都市基盤整備特別委員会が設定され、議員の意見に対する説明を受けました。3月7日に案が示され、20日に案が外された(仮称) 野洲市立病院基本構想が採決なしにまとめられたこの一連の動きは議会軽視と言わざるを得ません。人口5万円の地方都市が公立病院を持つことの重大さをもっと考えるべきだと思います。

病院の必要性そのものを否定するものではありませんが、県内の公立病院の経営状況を冷静に分析されるべきと考えます。運営形態についても、スタート時点から一般地方独立行政法人ということも考えられ、十分に議論が尽くされたとは言えません。また、基本構想に示されている病院の立地場所は野洲駅南口の駅に最も近い市有地A候補地とされています。この場所はアサヒビールから購入したところですが、購入については何度も市民懇談会が持たれ、他の駅にあるような高い建物を建てるのではなく、市民の活動拠点として整備するとのことであったと記憶しています。当時の市民の意思を無視することになります。

また、現在行われている市民ワークショップの意味は何なのでしょうか。 J A おうみ富士との協議が整っていない状況で、J A おうみ富士がある区画に市立病院を配置したパターンを議論してもらいながら、4月27日に行われる予定の第3回野洲駅南口周辺整備構想市民ワークショップでは(仮称)野洲市立病院整備基本構想による病院立地場所を踏まえ、全体イメージ(素案)が提示されることになっています。これでは最初からA 候補地

しか選択肢がないことになります。ここでも市民の思いを無視することになります。

最後に、昨年の8月議会に提出した修正動議の提案説明の中で、平成24年12月20日の臨時全員協議会において、山仲市長が新病院整備の検討の凍結を表明されたときのことを言っていますが、そのときの資料には今後の新しい行財政プランの策定過程で、財政見通しを一層明らかにするとされています。現在、持続可能なまちづくりを進めるとして、行財政改革推進方針が策定され、今年夏ごろに計画がまとめられる予定になっていますが、この結果を見極めた上で判断されるべきと考えます。

また、平成25年度野洲中期財政見通しによると、前年度に比べると、歳入歳出差し引きは大きく改善しているものの、野洲駅北口駅前広場整備や幼保一元化計画等の主要事業の見通しが確定していないとの理由で、予算額を歳出に計上せず、実態を表したものと言いがたいものです。

以上のことより、議第1号平成26年度野洲市一般会計予算について反対をするものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- ○議長(立入三千男君) 次に、第2番、稲垣誠亮議員。
- ○2番(稲垣誠亮君) 第2番、稲垣誠亮です。

議案第1号平成26年度野洲市一般会計予算について、市立病院基本計画策定として、 約2,000万円が計上されていることから、反対の立場で討論します。前策定予算以外 は賛成していることを申し添えます。

一般質問でも申し上げたとおり、過去の野洲病院との経緯を踏まえるに、経営者としての当事者能力に欠ける野洲市による地方公営企業法一部適用による市立病院の運営には反対します。滋賀県の各市立病院はあちこちで火の手が上がっている状態で、経営難に置かれています。そのうち、大津市民病院は累積赤字が100億円を超えており、すなわち、その赤字が自治体の財政に多大な影響を与えていることは周知の事実です。十中八九、失敗することが既に現実として証明されている市立病院経営というその事実を前にすれば、他会計からの繰り入れが必要な今回の病院整備計画は現実を無視し、危険性が高く、むちゃくちゃな計画で、再考の余地がないかと言わざるを得ません。理論的に市の事前のシミュレーションどおりの運営はできないものと判断します。新病院事業費は50億円を超えるものとなり、また、民間病院と比較しても、高いコストが見込まれていると思います。また、最も重要な収支計画が最初から計画ありきで、極めて根拠のないつくりであることです。計画では10年後には累積損益が黒字に転換することになっていますが、基本的に

どの病院も事業計画の段階において、黒字で収支が立てられます。つまり、最もよかった 場合のみを載せているにすぎず、修正誤差が示されず、収支計画が失敗した場合、市民が どの程度のリスクを負うことになるか、具体的な提示を一切していません。

野洲市の財政見通しによると、地方交付税の一本算定の影響もあり、今後、さらに厳しい行財政改革が必要となる中、最悪の場合、損失が重なり、野洲市はさらなる財政危機を迎える可能性があります。また、昨年、都市基盤整備特別委員会においても、市の考え方として医療制度の変更や社会状況によっては、不測の事態が生じるおそれがあることを自らお認めになっておられます。将来の患者動向の予測などを全くせずに、強引によかった場合のみの計画を提示するのは議会に対して的確な判断をさせないためのやり方としか思えません。この手法は到底容認できません。自身の感想では判断に合わせて、データをつくり、これなら何とか病院をやれそうだということを議員に納得させるために数字を並べたとしか思われません。

先の一般質問において、累積赤字拡大時の対応策をお聞きした際、市長は一生懸命やって、いいお薬を使って、機械もフル稼働して、万が一赤字になるとしたら、保健医療制度が悪い、累積赤字が重なっていく可能性は否定も肯定もしない、対応策は健全経営することと言われました。将来にわたって、市民生活にどのような影響があるか、いまだ明らかでない新病院のために巨額の税を投入することは財政破綻への第一歩です。野洲市新病院整備の可能性に関する提言書には市民の意見は十分に反映されておらず、こんなひどい話はないと思います。市民病院建設に係る支出は市の財政を窮地に追い込むことであり、市民の意見をしっかり受けとめる姿勢が不可欠であることを指摘します。そのため、計画を進める前に民意が反映されているかどうか、住民投票条例を使用した意思確認が不可欠かと思われます。

私はまだ独身ですが、将来結婚し、子どもができ、その子が今の私と同い年になったときも当然、この事業はあるのです。野洲に育つ子どもたちやこれから生まれてくる子どもたちに自信を持って、責任を持って、残していける病院をつくることを我々は今、議論しています。病院は将来まで問題なく、続いていなくてはならないのです。早く病院をつくってほしいという声があることは重々承知しています。しかし、だからといって、今、目の前にある不安、疑念、問題から目をそらしたまま、大きな事業を進め、将来を担う子どもたちに野洲の未来に対し、いったいどう責任をとられるのか、確かなものを、確実なものを残さなくてはいけません。できる限り、そのリスクに対応し、不安を限りなくゼロに

近付けることは必要です。確実に、堅実に病院事業を進める必要があるのではないでしょ うか。

候補地を野洲駅南口に選定する際も、他の詳細な候補地の検討の結果は示されておらず、他の候補地があり得ないとする判断をするのに十分な説明がされているとは思えません。新しく見込める患者が市外からもJRに乗ってくるとか、医療スタッフが集めやすくなることとかに関し、詳細なデータやアンケート結果もない状態では困ります。大体とはどれくらいなのか、わからない。根拠が不明です。私は野洲市の将来がどうなってしまうのか、恐ろしくて、たまりません。医療スタッフの確保で言えば、守山市民病院さんでも成人病センターさんでも済生会さんでも、名神高速道路を使って、通勤される方は大勢いらっしゃいます。

最後になりますが、人生の中で偶然野洲市に住むことになり、そして、今回の野洲市立病院整備計画に携わる中で、私は少し歴史に対して、皮膚感覚で接することができました。それは学生時代に日本史を勉強する中で、日本がなぜ無謀な太平洋戦争に突入したか、今まで理解ができなかったからなのです。今回の市立病院整備計画を理解する中で、ようやくそれに対して得心することができました。70年前においても、政府から計画ありきの数字が出されており、それを根拠にこれなら何とかアメリカと戦えそうだという、希望的観測による曖昧なスタンスで無謀な戦争が実施されました。今、まさに似たような空気を感じます。失敗の代名詞である、インパール作戦に匹敵する無謀な本整備計画に対して、再考を申し上げます。

病院そのものは否定していません。この後の一般会計予算の採決では予算常任委員会での採決と異なる意思表示を示してくれる冷静さと現実感覚に富んだ、勇気ある良識ある議員の登場に期待します。隣の栗東市の新幹線の栗東新駅のように、一度議会で決まったことでも覆る例が全国に幾らでもあり、本課題に関しては不退転の決意で臨むことを表明し、反対討論を終了します。

以上です。

- ○議長(立入三千男君) 続いて、議第2号から議第4号までについて、第8番、太田健 一議員。
- ○8番(太田健一君) それでは、第8番、太田健一です。

まず、議第2号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を 行います。 現在、野洲市の国保税は滋賀県下で3番目に高く、年金の1カ月分を国保税に払わなければならない状況であり、市民の多くが国保税の引き下げを願っておられます。そもそも高齢化が進み、国保加入者が爆発的に加速することは想定されるにも関わらず、国の財源負担を減らしてきたことが被保険者の税負担増加の大きな要因であります。こういった現状の中、さらに国の社会保障改悪は進められ、今回、課税限度額が医療分で2万円と介護分2万円の4万円の引き上げともなります。これは高額所得者にとっては大きな影響がないとしても、ボーダーラインの所得の方々にとっては負担率は重いものとなり、累進的な課税の根本的な必要性があります。

野洲市の国保税は基金が枯渇するということでこれまで値上げが行われてきましたが、枯渇どころか、毎年余剰金が生まれて基金が増加し、25年度での国保会計の基金は3億1,000万となります。文教福祉委員会の質疑の中で、平成26年度末の基金見込み額は2億5,000万ほどとなりました。国保財政の運営上、2億円が基金の適正な額とありますが、ならば、国保税の6,000世帯、1人1万円引き下げを行っても6,000万円ほどで実施ができ、基金としても安定を保っていると考えます。しかし、平成27年度以降の判断によるというような冷たい答弁でありました。

国保加入者の大半が年金生活の高齢者であります。要するに、国保税を先取りしている現状の中、現実に保険を受けられる保証はどこにもなく、取られ損となっている感が否めないのではないでしょうか。日本共産党の代表質問での市長答弁の中でも、医療費の変動に対する安全のため、ある程度の基金は必要とありました。健全経営のためにということですが、これは行政側や国保財政安定のためだけの観点であって、税負担をしている市民目線ではありません。さらに市長答弁には国の負担をふやすことを求めるなら消費税増税は必要となり、日本共産党の考えは矛盾としているとありましたが、これまで20年間以上の間、社会保障のためと理由付けられて上げ続けられ、集められてきた300兆円近い消費税の財源が社会保障のためではなく、大企業や富裕層に対する減税による財源不足、この穴埋めにされてきたことは既に明らかであり、見識の高い市長からこのような発言が出ることそのものに疑問も感じます。

このような認識のもとで、これまでも国保税は基金が枯渇するからと、脅しにも感じる 行政側のやり方の中、値上げを実施した結果、基金はふえ続け、これまでは法定繰り入れ 以外に一般会計からの繰り出しもしていった財源を国保会計が黒字だからとゼロにしまし た。今、市民の暮らしは本当に大変だという認識にまず立つこと、そして、市長が強く掲 げる安全、安心の町、これを実現するため、少しでも市民の負担を減らすために基金を眠らせておくのではなく、国保税の引き下げを行うべきであると考えます。

以上、議第2号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論とします。

それでは、続きまして、議第3号平成26年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算に対 する反対討論を行います。

今年4月から75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の保険料改定が行われ、野洲市の高齢者の方々の負担がふえます。さらには、国保と同じく課税限度額の2万円引き上げが行われ、上限が57万円となります。この引き上げ理由が国保との整合性をとるとどさくさ紛れなものでもあり、高齢者にとっての57万円という額は大きな負担となるということは文教福祉委員会での行政側の答弁の中でも認識されていました。この制度は2008年から自公政権が推し進めてきたものであり、75歳以上の人はそれまで加入していた健保や国保など、公的医療保険を強制的に脱退させられ、別枠の医療保険制度に囲い込まれるというものであり、年齢で区別や差別する、世界でも異例の高齢者いじめの医療の仕組みとなっています。75歳以上の人口と医療費がふえれば、ふえるほど、保険料にはね返る仕組みであり、負担増か、医療費を使うことを我慢するかというような二者択一を高齢者に迫る制度の仕組み自体に大きな問題があります。

天井知らずに保険料が上がり続ける中、年金は今年も減らされ、天引きされる保険料の引き上げは消費税率8%アップで、新たな負担を強いられる高齢者に追い打ちをかけるものとなります。長生きをした人たちの暮らしを脅かす負担増は許されるものではなく、そうした方々につらい思いをさせるこの医療制度は全ての世代にとっても不幸なことでもあります。今の豊かな日本を築き上げてきた高齢者の方々が安心して暮らせる社会に変えていくべきであります。

消費税増税が社会保障充実のためという口実はもはや成り立っていません。大企業や大 資産家に応分負担を求める必要な財源を確保し、安心して、長生きできる社会保障の再生 や拡充への転換が急務であります。このように問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止 し、以前の老人保健制度に戻すべきであると考えます。

以上、議第3号平成26年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論とします。

最後に、議第4号平成26年度野洲市介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行

います。

国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度と同じように、国による社会保障の大改革が介護保険制度にも波及しています。その一つに要支援の高齢者への介護保険給付の打ち切りが計画され、詳細が明らかになってきています。国の方針は要支援者が利用するサービスのうち、6割を占める訪問介護と通所介護は市町村に丸投げをし、ボランティアなどを活用して行う、総合事業とするとしています。国が責任を放り出して、地域包括ケアシステムという名のもと、さまざまな基準を下げつつ、負担をふやし、地域や家族、高齢者同士の助け合いを強要するような内容となっています。

具体的な内容としては、例えば、簡単なチェックリストをつくって、窓口で振り分け、本来、要介護に該当するはずの人たちを締め出すということも明らかになってきています。その他にも年間所得が160万円、年金収入の場合は280万ですが、これ以上の高齢者の利用料負担の2割引き上げや新たに資産を低所得者判定に用いる仕組みなども盛り込まれています。代表質問では答弁では、自治体での実施は平成29年度までの移行で、まだ協議を進める時間的余裕があることや、最後まで1割負担で行えるどうかは未定、ボランティアはすぐに集まらず、困難であるといったような認識でありました。この制度は40歳から介護保険料を給与から天引きされ、65歳になれば、年金から天引きをされ、いざ必要となったときに窓口から外されていくようでは詐欺にも匹敵する制度と言わざるを得ません。

さらに、40歳から64歳までが支払う介護保険料は今年4月から引き上げとなり、65歳以上の介護保険料は来年4月の引き上げも見込まれています。これは介護保険制度が発足した2000年度と比較をして、一人当たり5,273円と約2.5倍にも達しています。初めて5,000円を超えることとなり、市民の暮らしの大変さが増すということになります。そして、文教福祉委員会でも質疑を行いましたが、2年前の第5期の介護保険料引き上げの根拠に、今年3月から開所している野洲すみれ苑の部分も関わっていますが、当初、指摘もしていた昨年秋、開所が遅れた分も先取りという形で市民に対する負担増となっており、場合によっては取られ損ということにもなります。

このように、市民は高い保険料負担を強いられる中、保険あって介護なしといったような状況に追いやられてしまうという、制度そのものに大きな問題があり、今回のようなさらなる改悪を認めるわけにはいきません。

以上、議第4号平成26年度野洲市介護保険事業特別会計予算に対する反対討論としま

す。

- ○議長(立入三千男君) 続いて、議第6号について、第7番、東郷正明議員。
- ○7番(東郷正明君) 第7番、東郷正明です。

それでは、議第6号平成26年度下水道事業特別会計予算について反対討論を行います。下水道事業は地方公共団体の最も基礎的なサービスの一つでなくてはなりません。本市にあっては河川の浄化、環境保全など、重要な課題です。農村部についても、農村集落排水事業等、積極的な下水道事業に取り組まれているところであります。このように、公共下水道事業が地方自治体の基礎的なサービスである限り、その事業費は租税をもって充当すべきというのが大原則だと思います。また、上水道は人が生活していく上で、水は命の根幹であります。それこそ、富裕層も生活困窮者も等しく、全ての人は水を必要とします。そこに消費税という逆進性の高い税をかければ、いったいどうなるか、高齢者社会の中で、年金だけで生活する多くの人にはなすすべもありません。この人たちにはもちろん賃上げも関係ありません。年金も年々下げられていっています。なのに、物価や消費税は確実に上がります。まさに命と暮らしが危ぶまれます。行政は市民の命と暮らしを考え、市民目線で生活者のための市政運営を行うのであれば、上下水道使用料金に増税すべきでないと考えます。

以上のことから、同じ趣旨に基づいて、議第11号、議第22号、議第27号、議第2 9号におきましても、同様に消費税増税にかわる、上下水道料金値上げ、関連事項であり ますので、一括して反対討論といたします。

以上、賛同をよろしくお願いします。

- ○議長(立入三千男君) 続いて、議第20号について、第9番、野並享子議員。
- ○9番(野並享子君) 議第20号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について反対討論を行います。

今回の改正は55歳以上の職員の昇給をストップすることであります。しかも、勤務成績が特に良好である場合に限り、昇給させるということで、既に国家公務員は人事院勧告に基づき、実施されているということですが、公務員の給与を55歳から基本的に昇給がないということを規定するのは間違っていると思います。今、デフレ脱却のために給与の引き上げを国が企業に求めています。この流れに逆行している改正であります。このような状況は民間企業にも影響を及ぼし、労働条件の引き下げ合戦となります。しかも、勤務成績が特に良好である場合に限りなどは格差を生むものになります。行政にとって良好で

も、市民にとって良好でない状況もあるでしょう。例えば、滞納一掃で成績を上げた職員、 現実は児童手当を差し押さえたり、給与を差し押さえたり、生活ができない状況になるならば、果たして、特に良好となるでしょうか。また、例えば、市民に寄り添い、生活を応援するために丁寧に仕事をし、時間オーバーになる職員と窓口でお役所的な仕事でてきぱきと片付ける職員、市民にとって、どちらが良好な職員でしょうか。はかることができない基準で、昇給を決めるという制度そのものが間違っているのではないでしょうか。市職員の士気にも影響します。一生懸命真面目に仕事をしていても、55歳で昇給がストップするというのでは働きがいもうせてしまいます。

市民のためにならない今回の条例改正について、反対討論といたします。

○議長(立入三千男君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより順次、採決いたします。

まず、議第1号について採決いたします。

お諮りいたします。議第1号平成26年度野洲市一般会計予算については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号、議第3号、議第4号、議第6号、議第11号、議第20号、議第22 号、議第27号及び議第29号について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案9件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第2号、議第3号、議第4号、議第6号、議第11号、議第20号、議第2 2号、議第27号及び議第29号の議案9件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号、議第7号から議第10号まで、議第19号、議第21号、議第23号から議第26号まで、議第28号及び議第30号について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案13件については、各委員長の報告 のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。 (全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第5号、議第7号から議第10号まで、議第19号、議第21号、議第23号から議第26号まで、議第28号及び議第30号については、各委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後2時02分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第34号から議第39号まで及び意見書第1号から意見書第8号までを日程に追加し、 議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。

よって、議第34号から議第39号まで及び意見書第1号から意見書第8号までを日程 に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(立入三千男君) 議第34号から議第39号まで、平成25年度野洲市一般会計 補正予算(第8号)他5件を一括議題といたします。

事務局長が議件を朗読いたします。

事務局長。

○議会事務局長(橋 俊明君) 朗読いたします。

議第34号平成25年度野洲市一般会計補正予算(第8号)、他補正予算案件2件、議第37号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、他条例改正2件。

以上です。

○議長(立入三千男君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) ただいまは熱心なご討論、ありがとうございました。残念ながら、 答弁の機会を設けられておりませんので、残念でありますけれども、議長からお許しをい ただければ、閉会の挨拶で簡潔に触れさせていただきたいと思っております。 それでは、本日、追加で提出いたしました6つの議案の提案理由を順次、ご説明申し上 げます。

平成25年度3月補正概要をご覧下さい。

まず、議第34号平成25年度一般会計補正予算(第8号)につきましては、翌年度に繰り越ししようとする雨水幹線事業費の執行見込みによる増額や繰越明許費を定めるものなどであります。

まず、補正額の総額は100万円を追加しようとするものです。地方債の補正では雨水 幹線事業費の精査によりまして、限度額を増額変更するものです。続きまして、歳出の土 木費では雨水対策事業費で、事業の精査によりまして、今後、必要となります見込み額1 00万円を追加しようとするものです。一方、歳入につきましては、地方消費税交付金の 交付額が確定したことから、2,770万5,000円を減額し、普通交付税では国の補 正予算措置により、減額調整分が追加交付されたことにより、増額補正を行うものです。 繰越明許費につきましては、国の緊急経済対策により国庫補助金の追加内示を受け、事業 を前倒しして実施している事業のうち、年度内の完成が見込めず、翌年度に繰り越しを行 うものとして橋梁長寿命化対策事業及び篠原駅周辺都市基盤整備事業の2件があります。

また、地元や関係者との調整などに不測の日数を要し、年度内の完了が見込めない事業として、施設配置計画等による(仮称)野洲第一こども園整備事業や無電柱化を図る上で支障となる地下埋設物があるなどの現場制約による野洲駅周辺都市基盤整備事業などがあります。その他、当初より事業実施期間として繰り越すことが必要となります新クリーンセンター用地造成事業などから、全体としまして、合計9件の事業で、総額7億7,930万5,000円を翌年度に繰り越すものです。

次に、議第35号平成25年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、 企業会計移行に係る基本計画策定業務委託の固定資産調査において、業務量から年度内の 完了が見込めないため、当該事業費202万円を繰り越すものです。

次に、議第36号平成25年度墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、さくら墓園排水計画等業務委託において、現況測量などの想定していた作業に不測の日数を要したため、当該事業費366万4,000円を繰り越すものです。

以上、一般会計及び特別会計の補正予算の提案理由といたします。

次に、議第37号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申 し上げます。 本議案につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る算定基準を緩和するため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成26年4月1日から施行するものです。

議第38号野洲市福祉医療費助成条例及び野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正 する条例について、ご説明申し上げます。

本年4月から国の特例措置の見直しにより、医療費の自己負担割合が現行の県内統一福祉医療助成制度では世代間において不整合が生じることとなることから、県及び県内各市町との協議により制度を見直すこととなり、野洲市福祉医療費助成条例及び野洲市老人福祉医療費助成条例について所要の改正を行うものです。

なお、本条例については、平成26年8月1日から施行するものです。

議第39号野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行により、非常勤消防団員の処遇改善のため、退職報償金の引き上げを行うべく、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正が行われたことから、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成26年4月1日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(立入三千男君) これより、ただいま議題となっております議第34号から議第39号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。次に、ただいま議題となっております議第34号から議第39号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。

よって、議第34号から議第39号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第34号から議第39号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

お諮りいたします。議第34号平成25年度野洲市一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議第35号平成25年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号平成25年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)については、 原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議第37号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案の とおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議第38号野洲市福祉医療費助成条例及び野洲市老人福祉医療費助成条例の一部 を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議第39号野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第2)

○議長(立入三千男君) 追加日程第2、意見書第1号から意見書第8号まで、労働者保護ルールの改正反対を求める意見書(案)、他7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第1号について、第14番、丸山敬二議員。

○14番(丸山敬二君) 第14番、丸山敬二です。

それでは、労働者保護ルールの改正反対を求める意見書について、提案の説明をさせて いただきます。

今、政府は成長戦略の名のもとに、勤労者を保護しているルールの改悪を行い、働く者の雇用を脅かすような動きをしております。我が国は働く者のうち約9割が雇用労働者である、雇用社会日本です。これら雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで、安心して働くことができる環境を整備することがデフレからの脱却、ひいては日本経済、社会の持続的な成長のために必要であります。にも関わらず、政府は働く者を犠牲にした成長戦略を描こうとしており、決して、許されるものではありません。

具体的には、不当解雇された労働者が裁判所に訴え、解雇は無効との判決を勝ち取っても、その後、職場復帰どころか、会社が金さえ払えば、解雇できる制度を導入しようとしています。また、正社員と非正社員の中間的位置付けの限定正社員制度を導入しようとしています。限定正社員とは職務や勤務地等が最初から限定されており、正社員並みの処遇はされていますが、会社が業務撤退や工場を移転等した場合は採用時の限定条件と違うということで、簡単に解雇されてしまいます。さらには、一定以上の収入のある人には時間外手当を払わなくてもいいという、ホワイトカラーエグゼンプションというアメリカの制度を導入しようとしています。これにより、残業代ゼロだから、仕事を早く切り上げて帰れるというように見えますが、逆に実労働時間の把握をされなくなり、長時間労働に拍車

がかかり、過労死、過労自殺など、さまざまな問題が生じます。このような労働政策の策定にはILOが定める、政府、労働者、使用者による三者構成の原則に基づき、議論されなければなりません。

以上のようなことから、地方自治法第99条の規定に基づき、労働者保護ルールの改正 反対を求める意見書を提出します。議員各位の良識のある判断により、賛同をお願いいたします。

- ○議長(立入三千男君) 次に、意見書第2号について、第7番、東郷正明議員。
- ○7番(東郷正明君) 第7番、東郷正明です。

誰もが安心して介護が受けられる介護保険制度の確立を求める意見書として、発言いたします。

現在、政府が検討している介護保険制度は安心して老後が暮らせるものではなく、要支援など、軽度の要介護者を介護保険から外して、市町村が行う総合事業に移行されます。これでは市町村によって、介護サービスにも格差が生じかねません。また、軽度認知障がいの人たちが外されるのではと不安が広がっています。介護保険制度は40歳になると、介護保険料を払っています。そして、いざ介護が必要とされるとき、要介護認定を得て、1割の利用料を払えば、介護サービスを受けることができます。これが介護保険制度です。しかし、政府の指針はこの制度が根本的に壊されかねません。誰もが安心して介護が受けられる介護保険制度の確立を強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。以上です。

- ○議長(立入三千男君) 次に、意見書第3号及び意見書第4号について、第8番、太田 健一議員。
- ○8番(太田健一君) 第8番、太田健一です。

それでは、まず、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書 (案)の提案説明を行います。

安倍首相は今国会で集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更、これを強行する考えを示しています。これはこれまで政府が守ってきた憲法9条2項に基づく見解というもの、これに対しても、こうした歴代自民党政府が示してきた基本見解さえも覆すようなものであって、これは自民党の党内からも批判が起きているといったような現状であります。この集団的自衛権というものは国連さえ無視して、世界のあらゆる国々に対して、軍事介入

を続けているアメリカと一緒に戦争ができるということにつながっていくことになります。

日本は先の侵略戦争の中で多くの尊い命を失い、そして、世界でも唯一2度も原子力爆弾を落とされて、本当にそうした人々の上に立って、再び戦争に突き進まないと、若い人の命を散らさないということを誓っているに関わらず、こうした未来を奪っていくということは本当に許されるものではないと思います。

そもそも憲法というものは国民の人権を守るものであって、これが政権が変わるたびに 多数派が憲法の解釈を自由に変えるということができてしまうと、これはそもそも憲法が 憲法ではなくなってしまうということになってしまいます。このことから、政府において は日本の自衛とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国になるような、この集団的自衛 権行使を容認する、こういったような憲法解釈の見直しは行わないように強く求めたいと 思います。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

続きまして、特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)の提案説明を行います。

昨年の臨時国会で安倍内閣が多くの人々が、国民の人々がこの国会の周りを包囲する中で、この特定秘密保護法は強行採決、成立させられました。この特定秘密保護法というのは国民の目と耳と口を塞いで、国民の知る権利、言論の自由、そういった日本国憲法の基本原則というものを根底から覆すようなものであって、反対する声というのはこれが採決された後もどんどん膨れ上がって、多くの地方議会への決議とか意見書で、終わってから1カ月余りで100以上と、超えているといったような現状です。

この内容は事実上、半永久的にさまざまな秘密が隠し続けられるということにもなりますし、国民は何も知らないまま処罰されるということも起こります。して、報道の取材や報道の自由ということも奪うことになりますし、この処罰というのが重いものとなって、懲役10年以下というようにもなっています。先ほども言いましたけど、国民のふだん、日常、そういったものの自由というものも制約される、奪われてしまう可能性が大きくあります。さらには国会の国勢調査権とか議員の質問権というものも乱暴に侵されてしまうということにもつながります。このように、この特定秘密保護法は国民主権、基本的人権、平和主義という、日本国憲法の基本権利をことごとくじゅうりんする違憲立法であり、いまだにふえ続ける、多くの国民の反対する声を真摯に受けとめて、撤廃すべきであると考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

ちょっとさっき、言い忘れたんですけど、集団的自衛権の意見書に関しては、湖南市では冒頭で採択されました。そして、守山市でも先日、採択されています。

どうぞ、この2本の意見書に対して、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

- ○議長(立入三千男君) 次に、意見書第5号について、第9番、野並享子議員。
- ○9番(野並享子君) 意見書第5号、消費税増税を中止するように求める意見書(案) について、説明をいたします。

消費税の税率が現在の5%から8%に4月1日から引き上げられます。この意見書の案にも書いていますように、38年間、居酒屋を経営してきたけども、8%になったら、もう消費税は払えない。もう3月で店を畳むというような方もおられます。野洲市内の中でも、もう本当に増税で転嫁できないという、そういう声をいっぱい聞いております。国民の所得や雇用がふえずに、そして、年金も引き下げられるという、こういう中で、増税すれば、暮らしや経済が破綻するというようなことは目に見えています。国民の暮らしと日本経済を大混乱に陥れることになりかねない、4月からの増税は中止すべきであると思います。今、街角で増税中止の署名活動には列ができるというような状況であります。来年10月には10%というようなレールも敷かれている中ですので、とにかくこの4月からの増税というのは中止をして、国民の生活を守っていくべきだと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したいと思います。よろしくお 願いします。

○議長(立入三千男君) 次に、意見書第6号から意見書第8号までについて、第16番、 矢野隆行議員。

○16番(矢野隆行君) 第16番、矢野隆行でございます。

意見書6号でありますけれども、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書(案)でございます。

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催はさらなるスポーツ振興や国際相互理解の促進のみならず、日本全体で活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機として期待されているところであります。国民の理解と協力のもと、大会成功に向けた環境整備を進めまして、地域での取り組みに対しまして、支援する必要性があることから、政府に対して、以下4点を強く要望したいと思っております。

お手元の資料のとおりでございますので、また一読して下さい。

以上をもちまして、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出いたします。 次に、意見書第7号でございます。食の安全・安心の確立を求める意見書(案)でございます。

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示などを食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省等会議において、食品表示適正化のため、緊急に講ずべき必要な対処を取りまとめております。意見書の内容につきましては、強く求めるのは以下の3点でございます。この中で、一番目の景品表示等の改正案につきましては、これは26年3月11日にもう閣議決定までされておりますけれども、ぜひともこの野洲市におきましても、給食センターで6,300食という、子どもたち向けの食材を扱われておりますので、こういった点を考慮しまして、今回、出させていただきました。

以上で、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出させていただきます。 次に、意見書第8号でございます。微小粒子物質(PM2.5)に係る総合的な対策の 推進を求める意見書(案)でございます。

我が国では大気汚染防止法や自動車NOx・PM法によりまして、規制等により、大気の環境の安全に努めてきております。二酸化硫黄、SO2ですね、それと二酸化窒素NO2などの濃度は大きく改善はしてきておりますけれども、昨日も私、大阪におりましたけれども、かなり曇った状況が続いております。そこで、以下の3点を強く要望させていただきますので、お手持ちの資料のとおりでございます。

以上で、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出させていただきたいと思いますので、どうか議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(立入三千男君) これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意 見書第8号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(立入三千男君) 暫時休憩いたします。

(午後2時48分 休憩)

(午後2時49分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 ただいま、質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。 第9番、野並享子議員。

○9番(野並享子君) 意見書第6号二○二○年東京オリンピック・パラリンピック競技 大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書(案)について、 質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、この意見書を野洲市議会として政府に上げる意味、意義は何なのか、 お答え願いたいと思います。

2点目は、1項目めの日本全国に効果が波及するようにというのは何を波及をしていく のかをお答え願いたいと思います。

3点目が2項目めの地方拠点を設けるということはこの県内とか、野洲市に求めていく ということなのでしょうか。お答え願います。

4点目、4項目めの国際空港の機能の充実ということは今現在、何が不足しているので しょうか。また、アクセス強化、交通インフラの整備はオリンピック開催でなぜ必要なの か、新たな開発を求めていくのかどうかというようなことをちょっとお答え願いたいと思 います。

- ○議長(立入三千男君) 第16番、矢野隆行議員。
- ○16番(矢野隆行君) 第16番、矢野隆行でございます。

今、大ベテランの野並議員から質問されまして、意見書のとおりなんですよね、結局は、本当に。理解できないのがちょっと僕にも理解できないんですけど。要するに、2020年までにこの全国で津々浦々まで地域活性化をしていこうという案なんですよ。そういう趣旨で今回つくりましたので、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(「4つ出した」の声あり)

- ○議長(立入三千男君) 矢野議員、続いて。
- ○16番(矢野隆行君) じゃ、1番目からいきますと、なぜ野洲市から上げる。これ、 僕としては全国の市町村から出していただきたい思いでありますので、まずは野洲から手 を挙げていきたい、こんな思いでございます。

なぜ、先ほどから申していますように、波及効果をなぜ今、していくのかという、だから、これから東京だけじゃなしに、日本全国、沖縄まで、やっぱりこのオリンピックを通じて、波及をしていこうという思いで、ここ、書かせていただいております。

地方拠点を設けるということはこの意見書にもありますけれども、特に僕が指摘したい

のはこのパラリンピックです。これをさらに地方でも、やっぱりそういう方がおられます ので、そういった拠点も必要ではないかという思いで、今回、つくらせていただいており ます。

交通、インフラ、オリンピックの開催、なぜ必要なのかと。この滋賀県はその後、国体も控えているわけですよね。その準備も必要なんですよね。そういった上で、こういった取り組みをもう既にこちらから起こしていくことが重要と考えましたので、こういった文章になっております。

以上であります。

(「4点目、国際空港の機能の充実。何で野洲が国際空港の機能の充実」の声あり)

○16番(矢野隆行君) 矢野でございます。

4点目の国際空港。だから、先ほどから言っているように、やはり、この交通アクセスというのがまだまだこの野洲市を中心にしたとこから見ても、これから、例えば、ニューヨークへ行くとか、他の国へ行く場合でもアクセスがちょっと弱い面があるのではないか。また地方からこういったのも発信していく。この野洲だけに限ったことではないんですよね。そういったのも総合的に考えて、今回、出させていただきました。

以上であります。

- ○議長(立入三千男君) 野並享子議員。
- ○9番(野並享子君) 今、矢野議員からの説明があったのですけども、日経新聞のいつのかな、12月だったかな、竹中平蔵氏やらが経済効果というふうな形で、鉄道、道路などを基盤整備の前倒しで1兆2,591億円とか、いろんな形で新たなそういう投資をしていくというふうなことが言われているんですけども、このオリンピックはそんなにいっぱいお金を使っていくというのではなくて、最低限のことをという、都知事選挙のときにも、やはり、大々的なものではなくて、国立競技場の部分もちょっと縮小をしていくとかというふうなことが言われていて、財政もある中ですので、今、おっしゃったいろんな形で、これ、各市町村からあれもして、これもしてというふうな形で、オリンピックに結び付けていくというのはちょっといかがなものかなと、無駄というか、本当に必要な公共事業というものでなく、今、出されているのが羽田からの交通アクセスを何十分か短縮するために新たな鉄道を引くとかいうふうなことが出されていますし、さまざまなところで、本当にいろいろな意味で検討をしなくてはならないというふうに思うんですけども、何か

この4点目の交通インフラというふうな漠然とした形の意見書というのを地方から上げていくというのは、そういう意味ではどんどんと無駄な公共事業が膨らんでいくのではないかというふうな思いがするんですけど、そういう点はどういうふうに考えておられるんでしょうか。

- ○議長(立入三千男君) 第16番、矢野隆行議員。
- ○16番(矢野隆行君) 第16番、矢野隆行でございます。

先ほどから言っているように、やっぱり、交通インフラは大事な取り組みなんですよね。 僕が先ほどから言っているのは、その後、控えている国体、こういったものにも向けながら、やっぱり、野洲市というのは滋賀県ですけれども、滋賀県からも要望書が出ていますけれども、交通インフラというのはこれからの本当にお金をかけないよりも、そういった中で、やっぱり交通インフラの整備は必要ではないか、こういった思いで今回、出させていただいております。よろしいでしょうか。

○議長(立入三千男君) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第8号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書第1号から意見書第8号までについては、委員会付託を省略することに 決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第8号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後3時00分 休憩)

(午後3時07分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次、これを許します。

まず、意見書第1号について、第4番、栢木進議員。

○4番(栢木 進君) 第4番、栢木進でございます。

ただいま議題になっております意見書第1号労働者保護ルール改正反対を求める意見書 (案)について、反対討論をいたします。

政府与党は今通常国会に労働者派遣法の改正案を提出することを検討しているとのことです。この改正案は現行の26業務に限定されてきた期間制限のない派遣労働制度を見直し、全ての業務について派遣労働を原則3年までとすることなどが柱です。あわせて、派遣継続を望む人には派遣を通じたキャリアアップを支援し、正社員や直接雇用を希望する人にはキャリアアップ助成金などを通じて、正社員直接雇用への転換を促していくなど、多様な働き方が可能となる改正を目的とされておられます。

この改正案は平成24年3月に成立した改正労働者派遣法の国会審議において、登録型派遣特定労働者派遣事業のあり方や派遣期間について、検討議論を開始すべき旨の附帯決議に基づき、労働政策審議会の労働力需給制度部会において議論が重ねられてきた結果、発表された建議に基づいて、策定されたものです。この部会は公益代表、労働者代表、使用者代表によって、構成されています。また、限定正社員をはじめとする、雇用法制の見直しについても、労使双方のメリット、デメリットを勘案し、検討されているとのことです。

以上のことから、多様な働き方を可能にし、社会保障の充実にも資する制度として、多 角的に検討が進められており、単に労働者が不利益となるだけの制度ではないものと考え られます。

以上をもって、私の反対討論といたします。何とぞ議員各位におかれましては、ご賛同 賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(立入三千男君) 次に、意見書第2号について、第5番、岩井智惠子議員。
- ○5番(岩井智惠子君) 第5番、岩井智惠子でございます。

意見書第2号誰もが安心して介護が受けられる介護保険制度の確立を求める意見書(案) に対して、反対の討論を行います。

増大が予想される介護保険料の上昇を抑制するため、介護保険給付範囲の見直しは避けて通れない問題であると考えます。また、政府では団塊の世代が75歳以上になる2025年までに高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制、地域包括ケアシステムづく

りを推進しています。今般の見直しにより、軽度の高齢者に対するサービスを保険給付から市町村事業に移行することにより、ボランティア、NPOなども活用して、柔軟かつ効率的に実施されることが期待されます。また、特別養護老人ホームの待機者をはじめ、要介護者が安心して介護が受けられる居場所の整備を行うために、特別養護老人ホーム、老人保健施設などをはじめ、特定施設やグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの整備を進めようとしています。

このように、サービスを提供する市町村の財源の問題や要介護者にとって、真に必要なサービスが切り捨てられることがないよう制度の適切な見直しが必要であり、一律に現行の給付範囲を維持するのではなく、柔軟な見直しが必要と考えます。この新しい事業は従来と同様、介護保険の財源を用いて行うものであり、また市町村を中心とした支え合いの体制づくりをこれまで以上に推進することになるわけですので、介護保険を壊すものではないというものであり、ご指摘とは全く当たらないと考えております。

以上、意見書第2号誰もが安心して介護が受けられる介護保険制度の確立を求める意見書(案)に対して、反対討論といたします。

- ○議長(立入三千男君) 次に、第8番、太田健一議員。
- ○8番(太田健一君) 第8番、太田健一です。

誰でも安心して介護が受けられる介護保険制度の確立を求める意見書(案)に対する賛成討論を行います。

介護保険制度は今年4月から40歳から64歳までの保険料、来年4月から65歳以上の保険料の引き上げと3割負担がふえる中、要支援者の高齢者に対する給付の打ち切りが進められるといったように、保険あって介護なしといったような、制度そのものに大きな問題を抱えています。先ほどはこの介護保険を壊すものではないと言っておられましたが、この制度そのものにまず大きな問題点があります。安倍内閣は医療・介護総合推進法案で、介護保険制度の中に法的な位置付けを与えようとしているのが地域ケア会議というものです。この会議を通じて、高齢者を介護保険サービスから引き離して、安上がりのサービスを押し付ける動きが既に出ており、卒業と言われるサービスの切り捨てや取り上げの危険性が今、浮かび上がっています。その実態というのが、例えば、石川県のある自治体での地域ケア会議ではヘルパーによるごみ出しは町内会やボランティアに頼めないかや通所介護の入浴は老人福祉センターの風呂を使えないかなど、さらには通所リハビリも半年後には卒業できるといいといったような市側が介護保険サービスからの卒業を求める場になっ

ている実態があります。この会議に出席されたケアマネジャーは市側からの圧力におびえ、ひとり暮らしの70代女性は週に1度の通所サービスでようやくお風呂に入り、バランスのとれた食事をとり、おしゃべりを楽しめる、人間らしさを取り戻す場所を奪わないでほしいというように訴えられておられます。さらには、骨折と認知症のために、認定を希望した女性に軽い体操などを行うボランティアの会を勧められ、申請を断念し、その会に参加したものの、結局は足の痛みが悪化して、再度強く認定を望んだ結果、ようやく要介護1と判定されるなど、認定の申請を阻む水際作戦というものも実際行われています。この自治体のケアマネジャーらは認定を阻まれた人は何人もいる、適切な支援が遅れ、症状が悪化しかねないと話しています。

このように、今回の法案は国が行うべき事業を地方自治体へ丸投げし、要支援者向けの 訪問介護と通所介護をボランティアなどによる安上がりのサービスを拡大させて、要介護 認定を受けないよう誘導する方針を実際に示していますし、こうした今、話した石川県の 本当にリアルな実態、自治体での実態で起きているような動きを全国に広げていくものと いうことが趣旨になっています。

先ほど、岩井議員が言っておられましたけど、ボランティア、NPOのようなのを言っておられましたが、そうなると、今、言ったような実態が現実、起こってくる。委員会などの質疑の中にも聞いてもらっているとは思いますけど、そうしたNPO、ボランティアそのものも、そんな簡単に集まらないというのが当局側も認識としてあるということも言っておられますし、福祉に関わっておられますので、より実態を僕たちよりは知っておられると思うんです。それが悪い方向へ今、進もうとしていることに対して、歯どめをかけるのが今、一番大事なことだと思います。

本当にこれは他県の話ではなく、野洲市の高齢者の方々にとっては、今後、大きな不安となっておられます。よって、この誰もが安心して介護が受けられる介護保険制度の確立を求める意見書(案)に対する賛成討論とします。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

- ○議長(立入三千男君) 次に、意見書第3号について、第6番、上杦種雄議員。
- ○6番(上杦種雄君) 第6番、上杦種雄です。

意見書第3号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書(案) に対して、反対討論を行います。

本案内容については、そのまま賛同することは適切でないものと考えております。集団

的自衛権について、我が国は国際法上、集団的自衛権を有しておりますが、現在、集団的 自衛権は我が国を防衛する上で必要最小限を超えるとの憲法解釈から行使することが認め られていません。我が国周辺を取り巻く状況や日米同盟による防衛体制の編成に伴い、ミ サイル防衛の運用等、必要最小限度の範囲で集団的自衛権の行使を容認すべきであり、解 釈を変更すべきか、政府が検討することは我が国の平和と安全を守る上で、当然、行うべ きことと考えます。

以上、反対討論とします。

- ○議長(立入三千男君) 次に、第7番、東郷正明議員。
- ○7番(東郷正明君) 第7番、東郷正明です。

意見書第3号の集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書 (案)に対して、賛成の討論をします。

日本はこれまで平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、国際的な平和を創造することを呼びかけた憲法前文、そして、戦争を放棄し、戦力を保持しないとする憲法9条によって、平和が守られてきました。日本弁護士連合会でも、2008年10月に人権擁護大会において、集団自衛権の行使は憲法に違反するものであり、憲法の基本的理念である恒久平和主義を後退させ、全ての基本的人権保障の基盤となる平和的生存権を損なうおそれがあるとしています。これまで、政府は憲法9条のもとにおいて、許容されている自衛権の行使は我が国が防衛するため、必要最小限度の範囲にとどめるべきものであると解しており、集団自衛権行使することはその範囲を超えるものとなって、憲法上、許されないとされていました。

現在、安倍首相は憲法解釈を変えて、集団自衛権行使を容認しようとしたり、議員立法によって、国家安全保障基本法を制定しようとする動きもありますが、そもそも憲法99条を課せられている国務大臣や国会議員によって、みだりに変更されるべきではありません。日本が自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃があったときに自国が直接攻撃されないにも関わらず、いつでも海外に出かける、戦争する国づくりは許されるものではありません。集団自衛権は先ほど上杦議員は最小限必要と言われましたが、日本はあの長崎、広島で、世界で唯一の被爆国でもあります。

また、自民党の元幹事長の野中さんや久保さんもこの集団自衛権に対する解釈改憲を危惧されています。武力行使ではなく、平和外交によって、進めるべきであります。よって、 集団的自衛権を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書に対して、賛成討論とい たします。賛同をよろしくお願いします。

- ○議長(立入三千男君) 次に、意見書第4号について、第16番、矢野隆行議員。
- ○16番(矢野隆行君) 第16番、矢野隆行でございます。

意見書第4号特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)に対します反対討論をいたします。

法案は我が国の安全保障に関する情報のうち、特に取得することが必要であるものについて、特定秘密の指定、取り扱いの制限、特定秘密を漏えいした者への刑罰などを定めるという、専ら規制、禁止の体系として組み立てられております。

さて、どのような情報が特定秘密として指定されているのかにつきましては、安全保障に関する情報のうち4つありますけれども、1つ目といたしまして防衛、2つ目が外交、3つ目が特定有害活動、いわゆるスパイ防止でございます。4つ目におきましては、テロ防止の4分野に限定されているのが今回の中身でございます。また、今、問題になっております原発事故の情報や放射能汚染情報、スピードに対しましては、特定秘密に当たらないようになっております。

国民の知る権利、報道の自由は本当に守られるかとの意見がございますが、我々公明党といたしましては、こういった中におきまして、当初の政府案にはなかった国民の知る権利、報道の自由を条文に明記させていただきました。さらに報道機関の取材行為は法令違反や取材対象者の人格をじゅうりんするような著しく不当な方法に当たらない限り、正当業務行為として、処罰の対象とはならないものの条文化もしております。

加えまして、修正協議の中で、特定秘密を取得する行為は外国の利益を図るなどの目的、 いわゆるスパイ等の目的がなければ処罰にならないように修正し、通常の取材活動は処罰 の対象とならないことが一層明確になっております。

さらに特定秘密の範囲が際限なく広がらないのかとの意見がありますが、特定秘密は行 政機関の長が勝手に指定することはできないようにもなっております。行政機関の長は有 識者会議の意見を聞いて、首相が決定した統一基準にのっとり、特定秘密を指定すること になっております。修正協議では行政機関の長が実際に統一基準に従って、指定、解除を 行っているか、首相が確認し、改善の指示を出せるようにもなっております。事前、事後 のチェックを通じまして、特定秘密の範囲が広がらないようになっておりますので、限り なく広がることはないと思います。

現在も42万件の秘密があるようでございまして、その内訳といたしましては、特別管

理秘密として指定されている約42万件のうち、約9割が情報収集衛星から撮影した写真 であります。次に多いのが外交、防衛等で用いられている暗号であり、これらの管理は本 当に重要であると認識しております。

特定秘密の指定の有効期限の上限は原則30年から60年に後退しての意見もございますが、後退していないと思っております。当初の政府案では通じて30年を超えて、指定の有効期限を延長する場合に内閣の承認が必要となっておりましたけれども、これに対しまして、内閣の承認さえあれば、半永久的に秘密にできてしまうとの批判もございました。修正協議の結果、まず指定の有効期限は原則30年を超えることはできないことを明確化されております。さらに有効期限を延長できる情報につきましても、通じて60年を超えて延長することができないとしております。ただし、暗号や人的情報源に関する情報など、どうしても秘密にし続けないといけない7項目につきましては、例外となっております。この指定有効期間につきましては、明確な上限を設定したことによりまして、恣意的な延長ができないことになっております。

なお、秘密の有効期間につきましては、アメリカでは人的情報源の情報に限って50年、 または75年、英国におきましては、公安関係等の情報は100年などとなっております。 日本の有効期限の上限は国際的にしても、決して長くないと思っております。

また、さらに戦前の治安維持法のように、国民の自由が侵されないかとのご意見もございますが、そのようなことはなり得ないと思っております。戦前の治安維持法は当時の国家体制に批判的な思想、信条に基づいた運動を処罰することを目的とした法律でありまして、特定秘密保護法案は公明党による国家の安全保障上、必要な情報の漏えいを防止し、国家の安全保障に資することを目的とするもので、全く異なっております。まだ、中、続きますけれども、割愛させていただきます。

以上のことから、意見書第4号特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)に対しまして、反対討論といたします。

- ○議長(立入三千男君) 次に、第9番、野並享子議員。
- ○9番(野並享子君) 意見書第4号特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)に対する賛成討論とします。

特定秘密保護法は昨年12月に自公政権が強行採決しました。意見書に書かれていますように、国会には1万5,000人の人々が押し寄せ、「強行採決するな」と声を上げました。そして、この法案が成立しても、地方議会での意見書はふえています。なぜなら、こ

の法律は国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本理念をことごとくじゅうりんするという違憲立法であるからであります。現在でも、公務員の守秘義務や自衛隊法による秘密漏えいの防止など、秘密が外部に漏れないような法律は存在しており、新たな法律は要りません。矢野議員がこの秘密保護法に対して、報道の自由は位置付けたということをおっしゃいましたが、しかし、日本の今、ジャーナリスト、さまざまなそういった関係の方々がそういうふうには認識しておられません。今でも、大きく声を上げておられて、この秘密保護法は廃止以外にないという、そういう論調をそのまま続けておられます。

今、修正で際限なく広がらないようにしたということが肌身でジャーナリストはそれを、やはりこれは秘密保護法は危険、この法律は危険ということを感じておられるというのは、これまでからもそういったものがあった関係で、さらにこの法律ができるということは何が秘密か、それが秘密という、そういう知らない間に近付いてしまって、今、刑罰30年、内閣が承認ということで、結局はトップが承認をすれば、それが60年になっていくという。60年と言えば、こういった成人になって、政治的な関心を持っていった二十代の方が60年というたら、もう80歳です。もう死んでるか、生きてるか、わからないぐらいのときしか、何か秘密だったかということが明らかにならないという、こんなとんでもないような状況ということでありますから、これは本当にもう人生が終わってからの状況では、これはもう今、取材をしておられる方とかいろんな方々を萎縮させてしまうという、これが大きな狙いだというふうに思います。

第三者機関なるものも、三権分立のように独立したものではなく、政権の枠内の人事でありますから、機能は果たせません。多くの欠陥を持っている、この憲法に保障された基本的人権を侵す法律というのはもう廃止以外にございません。よって、この意見書採択されることを求めて、賛成討論といたします。

- ○議長(立入三千男君) 次に、意見書第5号について、第16番、矢野隆行議員。
- ○16番(矢野隆行君) 第16番、矢野隆行でございます。

意見書第5号消費税増税を中止するように求める意見書に対しまして、反対討論をさせていただきます。

日本は世界でこれから高齢化社会になる、団塊の世代が2025年には75歳となるこの時期にこの消費税は何に使われるかということで、高齢化の医療費、福祉に充てられることが決まっておりますので、反対討論といたします。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 第8番、太田健一議員。
- ○8番(太田健一君) 第8番、太田健一です。

消費税増税を中止するように求める意見書(案)に対する、賛成討論を行います。

安倍内閣が発足してからの最近の世論調査では、景気回復を実感しないが 7 5 % から 7 7%、4 月からの消費税増税で家計の負担が重くなるという回答が 7 9%、4 月以降の家計の支出を減らそうと思う、これが 5 5 %というような結果となっています。このように多くの国民の方々は安倍政権の経済政策であるアベノミクスの効果を実感しているどころか、消費税増税でさらに支出を切り詰めようとしているということが実態です。私の周りでも、消費税増税によって、暮らしが厳しくなるといった声もたくさん聞いていますし、先日も友人である大学生や高校生たちが「太田さん、何で消費税が上がるんですか。めちゃくちゃ腹が立ちます」といったような話もしていました。ここに消費税増税が所得や貧富に関わらず、課税されてしまうという逆進性が大きく表れていることが理解できると思いますが、低所得者ほど重い負担となる消費税の仕組みのゆがみがあります。そして、所得や雇用は改善しておらず、消費がさらに冷え込めば、経済が悪化し、財政の足も引っ張ります。

今回の消費税3%の増税は国民に年間8兆円もの負担を担わせることとなり、収入を事実上、目減りさせ、消費を落ち込ませるものであり、暮らしと経済をいよいよ破壊していくことになることは誰にでも想像できるのではないでしょうか。増税前に拡大すると見られていた消費や投資の駆け込み需要といったものも、思ったほど伸びていません。それはそもそもこのアベノミクスが大企業のもうけをふやすだけで、個人の所得や中小企業の売り上げをふやす政策ではなかったことというのが明らかだからです。さらには、もうかっている大企業への復興特別法人税の課税を前倒しで廃止もしました。大企業のもうけをふやせば、賃金も雇用も改善するという、トリクルダウンの理論は既に破綻して、勤労者の収入は減り続けて、春闘でのベースアップというものがありましたが、これはごく一部であり、消費税増税による負担増をとても穴埋めできるものではありません。一番の問題は消費税が導入されたときも、税率が上がったときも、社会保障のためと言われてきました。先ほど、矢野議員の反対討論の中でも福祉に使われると、これはこれまで3%、5%と上げられてきたときも同じことを言っています。ですが、実際はこれと同時に消費税増税とセットで、大企業減税や大資産家優遇税制による財源不足の穴埋めに使われてきたという

ことはもう既に明らかになっています。

今回も増税により、税収がふえた分は全額社会保障の充実に回すと言っていますが、そういったような口実はもう完全に投げ捨てられています。生活保護も年金も減額、70歳から74歳の医療費の2割負担など、税と社会保障の一体改革の名での改悪が同時に目白押しとなっていますし、逆にふえたのは2年連続に増額になった軍事費と不要不急の大型公共事業であって、このような経済と財政のゆがみのもとで、人々の暮らしの悪化を食いとめることはできません。

こうした状況の中で、4月からの消費税増税を許せば、その次には来年10月からの10%への増税、これが待ち構えていて、それも許すということにつながっていきます。連日、皆さんもテレビの報道を見ていれば、今、消費税増税前で、町の商店の方々がこの増税を自分のとこに転嫁できるのかできないのか、消費税込みでやるのかやらないのかということで、物すごく大変な思いをされています。でも、今は我慢できても、次、10%になったら、もうこれはどうしようもないということも、かなり多くの方が言われています。このように本当に大変な事態にもつながっていきます。よって、消費税増税を中止するように求める意見書(案)に対する賛成討論とします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(立入三千男君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、意見書第1号労働者保護ルールの改正反対を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第1号は否決されました。

次に、意見書第2号誰もが安心して介護が受けられる介護保険制度の確立を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第2号は否決されました。

次に、意見書第3号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見

書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第3号は否決されました。

次に、意見書第4号特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)は、原案のとおり可決 することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第4号は否決されました。

次に、意見書第5号消費税増税を中止するよう求める意見書(案)は、原案のとおり可 決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立少数であります。

よって、意見書第5号は否決されました。

次に、意見書第6号二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第7号食の安全・安心の確立を求める意見書(案)は、原案のとおり可決 することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第8号微小粒子物質 (PM2.5) に係る総合的な対策の推進を求める意 見書 (案) は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。なお、意見書は本職よりただちに関係機関へ提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。ここで、市長 より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〇市長(山仲善彰君) 平成26年第1回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言 ご挨拶申し上げます。

本定例会では、議員の皆様方には去る2月26日から本日までの28日間にわたり、慎重にご審議を賜り、誠にありがとうございます。平成26年度当初予算をはじめ、多くの重要案件につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、全ての議案につきまして、原案のとおりお認めをいただき、重ねてお礼申し上げます。

本定例会の代表質問、一般質問、また、議案質疑を通じまして、(仮称) 野洲市立病院整備、行財政改革、交通ネットワーク、河川整備、農業政策、国民体育大会や文化、スポーツの振興など、さまざまな分野における施策に対しまして、貴重なご意見、ご提案を賜りました。これらを真摯かつ建設的に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を伸ばすまちづくりに生かしてまいります。

平成25年度も残すところ、あとわずかとなりました。来週からは新しい年度が始まります。ただいま、お認めいただきました新年度予算に基づき、市民サービスの充実とにぎわいと安心の元気な野洲を目指して、市民の皆様、また職員と力を合わせて、取り組んでまいります。

なお、当面の重要課題といたしましては、まずは行財政改革があります。ご承知のとおり、国も自治体も財政状況は共に厳しい状況です。その一方で、子育て支援、教育、高齢者サービス、防災など、市民生活に関わる公共サービスの必要性は増してきています。この状況を直視し、しなやか、かつ果敢に取り組みを進めてまいります。具体的には将来の安心と発展のために高コスト体質の一層の改善、過剰なサービスの整理、公共施設のあり方の見直しによる不要な施設や資産の処理、効率化による人件費の削減などの改革を進め、

良質な市民サービスを持続可能に提供できるまちづくりの仕組みをつくってまいります。 このためには、議会及び市民の皆様のご理解とご協力、そして、職員の一層の士気の高ま りを促しつつ、進めてまいります。

30年近くの民間病院への巨額な財政支援を転換し、市立病院の整備を進めることも、 主な目的は市民のための安心できる医療サービスの提供にありますが、大きくはこの改革 の中の取り組みの一環に位置付けられるものと考えております。また、病院機能にとどま らず、乳幼児健診、病児保育、発達支援などの子育て支援、高齢者福祉、在宅医療支援、 市民の健康づくりなどの多様な機能と連携した中核的な医療拠点となるものです。着実な 整備に向けて、来年度は基本計画の策定に取り組みます。

病院整備につきましては、これまで本会議及び特別委員会等で可能な限り、誠実かつ丁寧にご説明をしてきたつもりですが、採決にあたっての討論において、議員自らが議会軽視と表現されたり、あるいはどのような歴史認識をお持ちなのか、心配ではありますが、先の大戦での無謀で悲惨な結果に終わった作戦を例にご意見をいただいたことは誠に残念であります。これまでと同様、野洲市立病院の整備は当初から申し上げていますように、何度も言いますけども、象が針の穴を通り抜けるほど難しい大きな課題ではありますが、一方では野洲市民が医療難民にならないように、そのための取り組みであると考えております。これまでと同様、公開と義を尽くすことを基本といたしまして、来年度基本計画の策定にあたってまいりたいと考えております。

最後に、議員の皆様方にはご多忙のことと存じますが、時節の変わり目、ご自愛の上、市民福祉の向上と野洲市発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(立入三千男君) 以上をもって、平成26年第1回野洲市議会定例会を閉会いた します。大変、ご苦労さんでした。(午後3時49分 閉会) 野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成26年3月25日

野洲市議会議長 立 入 三千男

署 名 議 員 河 野 司

署 名 議 員 中塚尚憲